

商工会ニュースやはば 臨時号No.3

IT なんでも相談会を開催!!

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者を取り巻く環境は大きく変化しており、感染予防のため従業員に対しテレワークの推進など、3密を避ける働き方が注目されています。

そこで本会では、IT を活用して業務改善、効率化、生産性向上を図り、会員事業所の継続的な経営に繋げることを目的に個別相談会を開催します。

IT に興味のある方は、是非ご参加ください。

- ◆日 時 ①令和3年5月11日（火）午前10時～午後4時
②令和3年5月18日（火）午前10時～午後4時
※どちらかご都合の良い日程でご参加ください。

- ◆場 所 矢巾町商工会館 2階女性部研修室

- ◆主要内容 Web 会議の活用、データの Web 共有の方法、勤怠管理・給与計算・顧客管理ソフトによる業務効率化、外出先でのモバイルワーク、テレワークの整備など
※IT 導入補助金をご検討されている会員様は、gBizID プライムの取得申請を事前にお願いたします。gBizID 発行まで2週間程度かかります。gBizID の取得についての詳細は、「<https://gbiz-id.go.jp/top/>」をご確認ください。

- ◆講 師 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン（株）岩手支社 担当者

- ◆受講料 無 料

- ◆定 員 1日あたり5名程度

- ◆申込方法 申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは電話で商工会にお申込みください。

- ◆申込締切 令和3年5月7日（金）

- ◆申込先及び問合せ先 矢巾町商工会 TEL019-697-5111、FAX019-697-5115

「IT なんでも個別相談会」申込書

事業所名		参加者氏名	
電話番号		FAX番号	
相談希望日	5月11日 ・ 5月18日		
相談希望時間	午前10時・午前11時・午後1時・午後2時・午後3時・何時でもよい		

緊急事態宣言を受けた地域と取引のある業者の皆様へ 「一時支援金」のご案内

経済産業省では、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が減少した中小法人・個人事業者等の皆様に「一時支援金」の給付する制度が開始されています。

給付対象等は以下のとおりです。

- 【ポイント1】緊急事態宣言に伴う「飲食店時短営業または外出自粛等の影響」を受けている。
※飲食店と「直接」、「間接」の取引があること。
 - 【ポイント2】2019年（令和元年）比又は2020年（令和2年）比で、2021年（令和3年）の1月～3月の「売上が50%以上減少」していること。
 - 【対象業種】給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
※法人の場合、資本金や従業員数、個人事業の場合、所得の種類によって対象とならない場合もありますので事前確認が必要です。
 - 【給付額】中小法人等 上限60万円。個人事業者等 上限30万円。
 - 【受付期間】令和3年5月31日（月）
 - 【申請方法】インターネットにより申請
 - 【申請の流れ】①申請者は事前に「アカウント申請登録」を行う。
②認定経営革新等支援機関（商工会等）にて「確認登録」を行う。
③申請者にて必要事項を入力の上、申請する。
 - 【必要書類】①申請者のアカウントID、パスワード
②本人確認書類（個人）/履歴事項全部証明書（法人）
③収受印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含むの確定申告書の控え
④2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
⑤代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」（ダウンロード可）
- ※詳細は、「一時支援金のHP（<https://ichijishienkin.go.jp/>）」でご確認ください。



経済産業省 中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 上限 **60万円** 個人事業者等 上限 **30万円** を支給します。

給付額 2019年または2020年の1月～3月の合計売上ー2021年の対象月**の売上×3ヶ月

**2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月